

開 会 　　ただいまより、令和 7 年 2 月教育委員会定例会を始めさせていただきます。初めに、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 　　教育長挨拶。

次長 　　それでは、会議録署名人の指名及び、会議録作成人の指名について教育長よりお願いします。

教育長 　　会議録署名人の指名でございますが、規則第 1 7 条第 2 項によりまして、A 委員をお願いいたします。会議録作成人につきましては、規則第 1 8 条第 2 項によりまして、事務局をお願いいたします。

次長 　　それでは、会議次第 5 付議事項、会議次第 6 報告事項に入らせていただきます。進行につきましては教育長よりお願いいたします。

教育長 　　それでは、進行させていただきます。議案第 2 2 号令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　資料に基づき、議案第 2 2 号令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）について、説明。

教育長 　　ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

　　ご質問等ないようなのでお諮りいたします。議案第 2 2 号令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）について、ご異議ございませんか。

全委員 　　異議なし。

教育長 　　それでは、異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、議案第 2 3 号令和 7 年度五霞町一般会計予算について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　資料に基づき、議案第 2 3 号令和 7 年度五霞町一般会計予算について、説明。

教育長 　　ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

A 委員 　　1 人あたりの年間給食費はいくらですか。

事務局 　　保護者負担金は、小学校が月額 3,850 円の 11 ヶ月分で、年間 42,350 円、中学校が月額 4,260 円の 11 ヶ月分で、年間 46,860 円です。

教育長 　　他にご質問等ございますか。

　　ご質問等ないようなのでお諮りいたします。議案第 2 3 号令和 7 年度五霞町一般会計予算について、ご異議ございませんか。

全委員 　　異議なし。

教育長 　　それでは、異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、議案第 2 4 号五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、議案第24号五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明。

教育長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

ご質問等ないようなのでお諮りいたします。議案第24号五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、議案第25号五霞町学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する告示について、議案第26号五霞町学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則についてを一括審議といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、議案第25号及び議案第26号について、説明。

教育長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

D委員 給食は一食いくらですか。

事務局 保護者負担は一食280円ですが、食材費以外にも食材加工費などもかかっているため、実際は2倍以上です。

D委員 全額無償ということですね。

次長 保護者負担が全額なくなるということです。

B委員 外国籍の方も無償ですか。

事務局 全員無償です。

A委員 アレルギーによって弁当を持参している方はいますか。

事務局 宗教上の理由によって持参している方はいますが、アレルギーによって持参している方はいません。

教育長 他にご質問ございますか。

ご質問等ないようなのでお諮りいたします。議案第25号及び議案第26号について、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、議案第27号五霞町就学援助費交付規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、議案第27号五霞町就学援助費交付規則の一部を改正する規則について、説明。

教育長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

ご質問等ないようなのでお諮りいたします。議案第27号五霞町就学

援助費交付規則の一部を改正する規則についてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

教育長

それでは、異議なしとして原案のとおりといたします。続きまして、報告事項に移ります。報告第30号専決処分について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料に基づき、報告第30号専決処分について、説明。

教育長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

ご質問等ないようなので報告第30号専決処分については報告のとおりといたします。続きまして、報告第31号3月の行事予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料に基づき、報告第31号3月の行事予定について、説明。

事務局

資料に基づき、報告第31号3月の行事予定について、説明。

教育長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。ご質問等ございますか。

ご質問等ないようなので、報告第31号3月の行事予定については報告のとおりといたします。それでは、その他に移ります。

私から一つお話をさせていただきます。B委員さんが3月31日をもってご退任される運びとなりました。B委員におかれましては平成27年から10年間お務めいただき、たくさんの貴重なご意見をいただきました。本当にありがとうございます。B委員から一言お願いいたします。

B委員

挨拶。

次長

後任の方は3月議会で議決されましたらご報告いたします。

教育長

その他、教育委員さんから何かございますか。

ご意見等ないようなので、進行を事務局にお返しいたします。

次長

3月の予定ですが、臨時会を3月13日木曜日午後3時30分から、定例会は3月25日火曜日午前9時30分から開催いたします。定例会後に教育総合会議を実施いたしますのでご出席をお願いします。

以上をもちまして、2月教育委員会定例会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。